

保育施設での死亡事故と保育士の配置基準について

日本共産党東京都議団 斉藤まりこ

保育施設で起きた乳児の死亡事故と保育の基準の問題について伺います。

わが党はこれまで、待機児童解消のための抜本的な対策として、認可保育所の整備目標をもつべきだと繰り返し述べてきました。それは今回の東京都の調査で明らかになったように、認可保育所が親からの一番のニーズであると同時に、保育士の配置や面積などについて一番高い基準を設けていて安心安全な保育が一番に保障される環境にあるからでもあります。

しかし、東京都の待機児童対策は、基準を緩めた企業主導型保育の拡大や、小規模保育所への幼児の詰め込み、ベビーシッター利用の拡大など、保育の質がどのように担保できるのか不安視されるものが含まれています。

内閣府のデータによると、保育施設で命を落とした子どもたちは、2007年から2016年10年間で146人（報告件数）にのぼり、7割が認可保育所よりも基準の緩められた認可外保育施設での事故によるものです。

Q1. 保育士の有資格者の配置やゆとりある保育体制、経験を積んだ保育士の存在は子どもたちの命と健やかな成長を保障するために大切なものですが、保育士の配置基準についての認識を伺います。

2016年3月に中央区の事業所内保育所で当時1歳2ヶ月だった赤ちゃんが保育中に亡くなった事故について、再発防止のための事後的検証委員会が開かれ、昨年2017年3月に報告書がまとめられています。本件では、お昼寝の時間に泣いていた乳児を、他の子が起きてしまうとの理由で、別室でうつぶせ寝にしたうえ、2時間以上も呼吸の確認をしていなかったということが明らかになっています。

事故当時、0歳3名、1歳11名、2歳4名、3歳1名、4歳以上1名の児童を、4名の有資格者を含む6名の職員で保育していたと報告されています。必要な職員数の基準は満たしていたということですが、認可保育所でさえ、国の最低基準どおりでも保育現場を保てないとして多くの自治体が国基準以上の手厚い基準で保育をしています。この事故の遺族代理人の弁護士からは意見書が出され、「泣く赤ちゃんを抱っこできない保育体制だとすれば、それは保育士の配置基準に問題があると考えます」と指摘されています。

Q2. 報告書には、当時の児童数にたいして、必要な保育従事職員数は4名で、そのうち有資格者が1名と示されています。0歳から4歳児以上までの異年齢児を、保育従事者が重ねて保育をする状況だったとのことですが、この保育士の配置基準の根拠を教えてください。

Q3. そもそも当該施設において適用されていた保育士の配置基準は十分なものなのかどうか、都としての検証が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

発達段階や要求が違う異年齢児を同じ保育従事者が同時にみることについて、保護者から不安の声が寄せられています。数字上は基準を満たしていても、まだハイハイができないような子どもと、元気に走り回るような子どもでは、それぞれに保育者がついていなければ、適切な保育は困難ではないでしょうか。

Q4. 児童の安全や健やかな成長を保障するためにも、複数の異年齢児をひとりの保育従事者でみてもよいとする基準の設定は見直し、東京都としてより手厚い基準を設ける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

当該施設の施設長は認証保育所で1年3ヶ月の経験を経ただけだったため、当該会社から施設長就任への打診があったときには断っていたということが報告されています。しかし、本部からサポートがあると言われて引き受けたものの、十分なサポート体制がなく、以前に勤めていた系列園でのことを思い出しながら、想像しなから園を運営していた状況だったこと、記されています。

Q5. 保育事業者でありながら、きちんとした保育を実践するための体制がない会社が保育の事業を行なうことの危険性について、都はどのように認識していますか。

報告書では、保育事業の委託元の会社についても保育への理解が必要である、と指摘しています。とくに「慣れ保育」の期間について、事業所内保育所では「企業の育児休業制度によって影響されるため、保育所の方から子どもの心身の状態に合わせた慣れ保育期間の提案が行なえないことが多く、当該保育所においても苦慮している実情が見受けられた」とされています。1歳の乳児が母親からの分離不安でしばらくは落ち着かない状況になることに対して、多くの保育所は適切に対応していますが、社会一般において、慣れ保育の重要性について理解されていない状況があることが指摘されています。

また、委託元企業の社員である保護者は、委託元企業を信頼して、子どもを委託先の保育所に預けています。「委託元企業においても、委託先保育事業者と同様に、保育所が子どもの健全な心身の発達を図る場所となるよう努めていくことが企業の責務であると考えら

れる」と、報告書に示されています。

Q6. 事業所内保育所や、区市町村の関与がない企業主導型保育所にたいしては、東京都が企業の保育にたいする理解を深めて、企業としての責務を認識してもらうために積極的に関与していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

本年1月末に葛飾区亀有のベビーホテルで1歳の男児が死亡する事故が起きました。24時間営業の施設だったということですが、当該施設は2014年度から東京都による立ち入り検査のなかで、「常時複数の保育従事者の配置」が守られていない(2014年度、2016年度)など、多くの点で改善の指摘を受けていたにもかかわらず、改善の報告がなされていない施設でした。事故当時も保育従事者が複数いなかったということが報道されています。今後、検証委員会で検証が行なわれていくものと思われませんが、東京都が子どもの安全に関わる問題点があると把握していた施設で、子どもの命を失うことになったことは重く受け止めなければなりません。

2016年3月に大田区の認可外保育施設での死亡事故も同様に、改善指導を受けながら、改善がなされないままに起きたものでした。しかも、2016年3月に大田区での件と、今年1月に起きた葛飾区での件は、ともに保育従事者の配置基準を満たしていない施設で起きた事故です。保育従事者や有資格者がきちんと配置されているかどうかは、とくに乳児の命の安全に直結する問題です。

Q7. 子どもの命を守るために、東京都が負っている責任の重大性を認識して、とくに保育従事者の配置基準を満たさないまま保育施設の運営を続け、改善や改善の報告がなされない事業者には、在園児の他施設への通園を保障しながら、事業の停止や閉鎖の命令の措置を着実にとる必要があると思いますが、東京都の見解を伺います。

保育士の配置基準は重要なものです。昨年11月に国の規制改革会議、区市町村ごとに面積や人員配置について実施している独自の上乗せ基準を「待機児童数の増加をもたらす要因のひとつになっているとの指摘もある」と否定的に描き、都道府県が設置する協議会で「検証」するように求める提言を出しました。政府はこれを受けて、都道府県が「待機児童対策協議会」を設置できるとすることを含む子ども・子育て支援法改正案を閣議決定しました。区市町村が設けている独自の手厚い基準について、都道府県から切り下げていくように圧力がかかるのではないかと、保育従事者や保護者から不安の声が上がっています。

昨年2017年の第4回定例議会で、規制改革会議の提言についてのわが党の質問に対して、知事は「保育サービスの整備にあたっては、量の拡大と質の向上を図ることが必要」とし、「人員の配置や面積基準については、都の条例で定めている基準を踏まえながら、保育の

実施主体である区市町村がそれぞれの判断で定めていると認識している」と答弁しました。

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」には、「知事は最低基準を常に向上させるよう努める」ことと、「児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない」と明記されています。いま、まさに、その実行が求められています。

Q8. 上乘せ基準を実施している区市町村の基準の引き下げは求めないことを明確にすること、そして何よりも子どもたちの権利と健やかな成長を守るために、上乘せ基準を維持・向上できるよう東京都からの支援が求められていますが、いかがでしょうか。